「地元に戻って働きたい」「新しい環境でキャリアを築きた い」そんなあなたを応援するために、10万円の奨励金を支給 します!

奨励金の対象となる方

- I. UIターン者で、転入から1年以内に公共的団体以外の海津市内の事業所に就職又は就農する人、 若しくは対象事業所で家業を継ぐ人又は令和6年4月|日以降に市内の事業所で雇用されてい て、定住する意思を持って市内に転入する人。
- 2. 配置転換や出向での就労に該当しない人。
- 3. 日本人または特定の在留資格(永住者など)を持つ外国人。
- 4. 令和7年3月1日以後に市内に転入し、続けて市内に住んでいる人
- 5. 対象事業所で正規に雇用又は事業を継ぐ時に39歳以下である人。
- 6. 奨励金受取日から3年以上住む意思を持つ人。
- 7. 市税等の滞納がない人。

※1 UIターン者?

⇒市外に1年以上住所を有し居住した後、市内に転入した日から起算して1年以内に就職<mark>・就農する</mark> 者又は現に市内に就職・就農しており、定住する意思を持って市内に転入し居住する<mark>者</mark>

※2 対象事業所とは?

⇒市内に主たる事業所または就業場所を有する雇用保険適用事業所(就農者はその限りでない)

※3 正規雇用とは?

⇒正規従業員として雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働 契約を締結することをいう。ただし、当該年度の新規雇用を前提として、当該年度前に労働契約を結 んだ者も含む。

※4 配置転換・出向とは?

⇒配置転換:自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、勤務場所が変更されること

向:自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他企業の事業所において、 その企業の業務に従事すること

申請に必要な書類等は

裏面をご確認ください。

提出書類

- 1. 申請者の住民票の写し
- 2. 正規雇用されていることを証する書類又は採用年月日が記載されている採用通知書(雇用証明書又は雇用契約書など雇用開始日及び正規職員として雇用されていることが確認できる書類)
- 3. 後継者としての就業を証する書類(商業登記簿謄本、役員就任通知書、事業 承継契約書など後継者として就業していることが確認できる書類)
- 4. 本市転入前の住所地における市税等に滞納がないことを証明する書類
- 5. 誓約書
- 6. その他市長が必要とする書類

申請方法



申請に必要な書類を商工振興・企業誘致課窓口にご提出ください。 (原則郵送不可)

※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。
また、商工振興・企業誘致課窓口でも配布しています。

問い合わせ先、申請書提出先

海津市海津町高須515番地 海津市役所

商工振興・企業誘致課

☎0584-53-1374 平日8:30~17:00